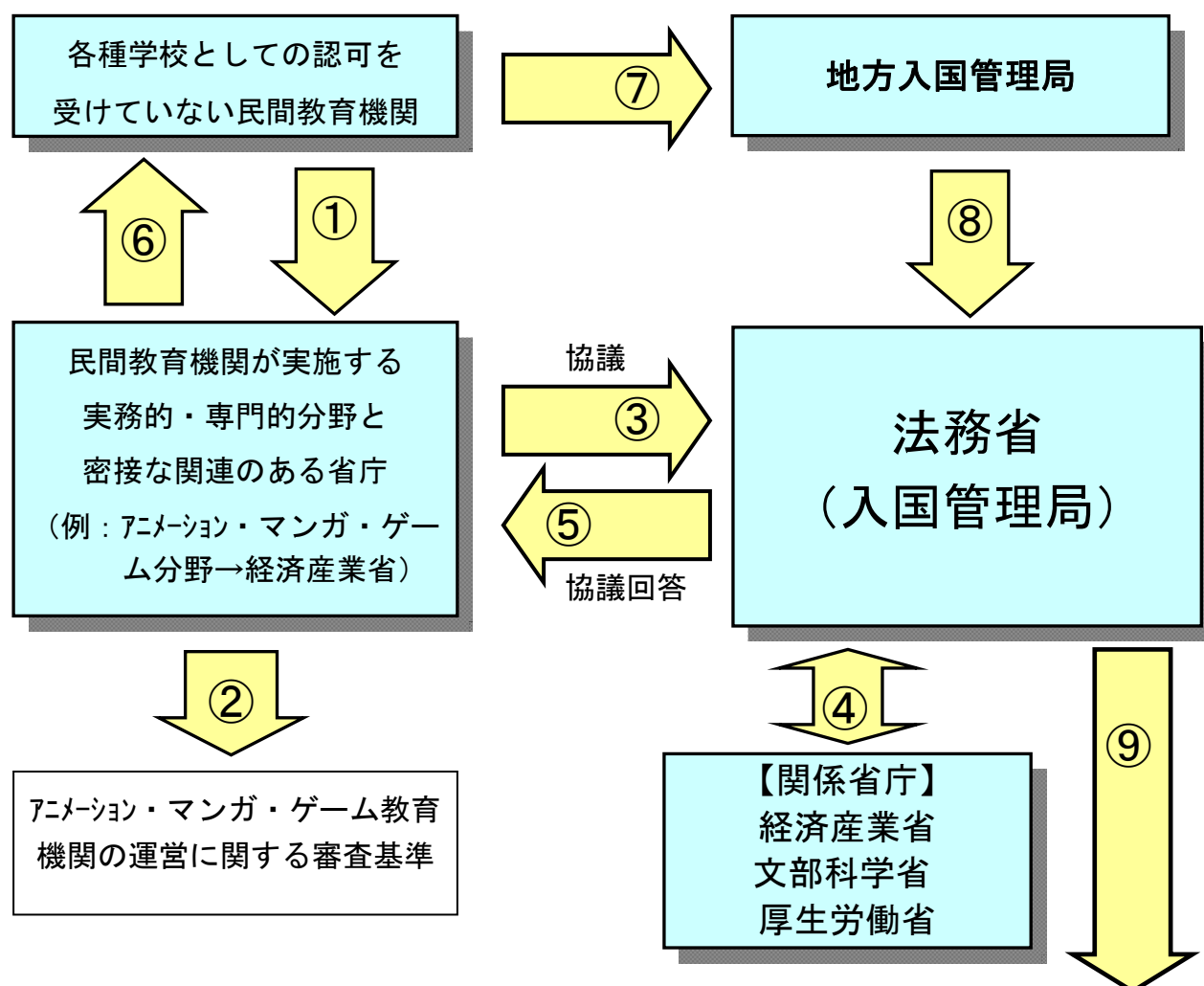


アニメーション・マンガ・ゲーム教育機関の外国人学生受入れ 法務大臣告示に至るまでの手続等の流れ（イメージ）

- ① 要望、相談、必要書類の提出
- ② 審査基準に照らして適格性を確認
- ③ 適格性があると判断 → 法務省へ協議
- ④ 必要に応じて関係省庁との協議・連携・情報交換
- ⑤ 経済産業省へ協議回答
- ⑥ 審査基準への適格性がある旨の連絡（→入学希望外国人の募集開始）
- ⑦ 入学希望外国人の在留資格認定証明書交付申請等
- ⑧ 告示意見の進達
- ⑨ 法務大臣告示の検討・調整



「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」に基づいて、
設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関として法務大臣告示

○ 外国人学生を日本国内に留学生として受け入れることが可能となる。